

令和5年 第20回

教育委員会臨時会会議録

令和5年8月21日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2619号
令和5年第20回臨時会

日 時 令和5年8月21日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「欠席委員」	委 員	山 内 慶 太
--------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	長谷川 浩 義
	学校教育部長	吉 野 達 雄
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	鈴 木 建
	教育人事企画課長	村 松 弘 一
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教 育 総 務 係	久保田 ゆ り

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 令和5年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業の決定について
- 2 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- 3 港区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
- 4 港区立御成門小・中学校の小中一貫教育校への移行について
- 5 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第2 審議事項

- 1 令和6年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について
- 2 令和5年度採用港区奨学生（一次募集）の選考結果について
- 3 港区青少年委員の委嘱について
- 4 港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の指定管理者候補者の選定について（非公開）
- 5 港区立スポーツ施設指定管理者候補者の選定について（非公開）
- 6 ラグビーワールドカップ2023気運醸成の取組について
- 7 港区立郷土歴史館指定管理者候補者の選定について（非公開）
- 8 港区立図書館（三田図書館、高輪図書館、高輪図書館分室、港南図書館、台場図書館）指定管理者候補者の選定について（非公開）
- 9 港区立図書館（みなと図書館、麻布図書館、赤坂図書館）指定管理者候補者選定について（非公開）
- 10 令和6年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について
- 11 令和6年度国際人育成に向けた取組について（非公開）
- 12 後援名義等の7月使用承認について
- 13 生涯学習スポーツ振興課の7月の事業実績について
- 14 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 15 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について
- 16 図書館の7月分利用実績について
- 17 図書館・郷土歴史館の7月行事实績について
- 18 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について
- 19 みなと科学館の7月利用状況について
- 20 9月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 それでは時間になりましたので、ただいまから、令和5年第20回港区教育委員会臨時会を開会をしたいと思います。

本日は、山内委員から、所用により欠席とのご連絡を頂いております。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、中村委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

○中村委員 分かりました。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営について、お諮りをいたします。

日程第2、報告事項第4「港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の指定管理者候補者の選定について」、報告事項第5「港区立スポーツ施設指定管理者候補者の選定について」、報告事項第7「港区立図書館（三田図書館、高輪図書館、高輪図書館分室、港南図書館、台場図書館）指定管理者候補者の選定について」、報告事項第8「港区立図書館（みなと図書館、麻布図書館、赤坂図書館）指定管理者候補者の選定について」、報告事項第9「港区立郷土歴史館指定管理者候補者の選定について」、報告事項第11「令和6年度国際人育成に向けた取組について」、この6件を非公開での会議とし、日程を変更して、一番初めに報告を行い、その後、日程を戻して、審議事項第1から順に報告をしたいと思います。

ただし、日程第2報告事項第11は令和5年9月1日以降に、会議録もあわせて公開をしたいと思います。

ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、日程第2報告事項第4、第5、第7、第8、第9、第11につきましては日程を変更して、一番初めに報告を行い、港区教育委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、非公開といたします。

ただし、日程第2、報告事項第11は令和5年9月1日以降に会議録を公開をいたします。

日程第2 報告事項

- 4 港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の指定管理者候補者の選定について
(非公開)
- 5 港区立スポーツ施設指定管理者候補者の選定について (非公開)
- 6 ラグビーワールドカップ2023気運醸成の取組について

- 7 港区立郷土歴史館指定管理者候補者の選定について（非公開）
- 8 港区立図書館（三田図書館、高輪図書館、高輪図書館分室、港南図書館、台場図書館）指定管理者候補者の選定について（非公開）
- 9 港区立図書館（みなと図書館、麻布図書館、赤坂図書館）指定管理者候補者選定について（非公開）
- 11 令和6年度国際人育成に向けた取組について（非公開）

○教育長 それでは、日程第2、報告事項に入ります。

（非公開審議）

日程第1 審議事項

- 1 議案第63号令和5年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業の決定について

○教育長 それでは、日程を戻しまして、日程の第1、審議事項に入ります。

審議事項第1「議案第63号令和5年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業の決定について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは議案第63号につきましてご審議を頂きます。資料1を御覧ください。1枚、おめくりいただきまして、審議内容です。

令和5年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象者を決定するものです。

項番1、目的です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会が行っている事務について、その執行状況の点検及び評価を行い、その結果を区民に公表することで説明責任を果たすとともに、信頼される教育行政を推進することを目的として実施いたします。

まず、実施方法について説明をいたします。参考資料の1を御覧ください。

項番1「実施方法」です。今年度の評価対象は令和4年度の実施事業となります。事業目的、内容、実績を評価するとともに、今後の取組の方向性を示すものといたします。

評価に当たりましては、学識経験者に意見を聞くことになっておりまして、項番2、評価委員に記載の4名の先生方に今年度の評価をお願いいたします。

裏面を御覧ください。今年度の点検及び評価のスケジュールです。第1回目の評価会議にて評価方法、スケジュールの確認、対象事業について、ご意見を頂いております。本日、対象事業を決定いただいた後、それぞれの所管課において自己評価を行った上で、第2回の評価会議で評価委員の皆様からご意見を頂きます。第3回の評価会議は、教育委員の先生方との合同開催としまして、評価委員の皆さんと意見交換をしていただきます。報告書を11月下旬の教育委員会で審議、了承を頂いた後、12月の区民文教常任委員会で報告という段取りで行ってまいります。

参考資料2につきましては、4計画の施策を一覧化しているものにございます。

それでは、お戻りいただきまして、別紙を用意してございます。資料の別紙を御覧ください。こちらが今年度、評価対象とする事業案になります。選定に当たりまして、学校教育推進計画、生涯学習推進計画、スポーツ推進計画、図書館サービス推進計画、その4計画からそれぞれ特徴的、今日的、先駆的、昨今の社会情勢を考慮して、事業を選定しております。

学校教育推進計画からは、「インクルーシブ教育の推進のステップ」「特別支援教育体制の整備」を選定しています。選定理由は、令和4年度から民間企業への就労や進学に関する相談の実施、特別支援コンシェルジュを教育センターに配置し、障害児の持てる力を最大限に伸ばすことができる支援や環境を整備したことから、当事業を選定いたしました。

次に、学校教育推進計画から、「国際社会に対応する教育の推進の施策」「国際理解教育の充実」を選定しております。選定理由は新型コロナウイルスの影響により、海外派遣事業は国内での実施を迫られるなど、本事業はこれまでと異なる対応をしてきたことから、当事業を選定しております。

また、国際科、英語科国際の実施についても、平成18年度から全国に先駆けて区独自に実施してまいりましたが、学習指導要領の改訂により、外国語が小学校3年生から導入されるなど、英語教育を取り巻く環境も状況も変わってきているため、改めて本事業を評価し、今後の区の方針として検討したいことから、選定をいたしました。

次に、生涯学習推進計画からは、「いつでも、だれでも参加できる学習環境の提供」の施策、「誰でも学べる機会の提供」を選定しています。現行計画の新規事業として、障害の有無にかかわらず、誰でも学べる環境を整えるため、既存の生涯学習が実施できる仕組みをつくることを掲げ、令和3年度から事業を開始しました。しかし、事業を企画する中で課題も多く、少しずつ工夫しながら進めております。今後もこの取組の方向性でよいのか、点検評価することが必要であることから、本事業を選定しています。

続いて、スポーツ推進計画から「区立スポーツ施設等の計画的な整備と充実」の施策、「区立のスポーツ施設等の環境整備」を選定しています。選定理由としまして、区立スポーツ施設においては、日常的な維持管理や公共施設マネジメント計画に基づく施設・設備改修のほか、設備等の不具合に応じた修繕を行っています。

令和4年度は、スポーツ環境の向上を図った一方、区立運動場における工作物等の維持管理については、中長期的な維持管理計画がなく、必要に応じてその都度、必要な維持補修を行う「事後保全型管理」による改修となっています。施設と合わせ、工作物等を含めた維持管理の考え方について、点検評価する必要があることから、本事業を選定いたしました。

最後に図書館サービス推進計画の「資料を活用した多様な学びの促進」の施策から、「講座講演会などの実施」を選定しています。図書館では、学びや知識が広がるきっかけとなる講座講演会等を実施しており、換気や手指消毒・マスク着用の依頼など、基本的な感染症対策を徹底して、事業を実施しました。新三田図書館の移転開設もあり、実施回数及び参加人数が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の数値以上になりましたが、オンラインによる実施など、ICT活用について、評価点検する必要があることから、本事業を選定いたしました。

令和5年度はこちらの事業を点検評価の対象事業とし、評価を頂きたいと思います。

簡単ではございますが、説明は以上です。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。

議案第63号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第63号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

2 議案第64号港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 次に、審議事項第2、議案第64号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました議案第64号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。

本日付議案資料ナンバー2を御覧いただけますでしょうか。1ページ、審議内容です。港区立郷土歴史館特別展示室で開催する特別展「ある図案家の仕事～宮中の染織デザイン～」の観覧料について、港区立郷土歴史館条例第6条別表の規定に基づき定めます。

項番1、名称は「ある図案家の仕事～宮中の染織デザイン～」です。

2、開催期間は、令和5年10月14日土曜日から令和5年12月10日日曜日までです。

3、内容です。港区にゆかりある図案家の中山宣一の作品である図案帖「國華」を手掛かりに、生前、図案家としての活動や同時代に活躍した図案家たちの動向も合わせてひもときます。

本展では、中山宣一が、図案の専門教育を受けた様子からはじまり、図案家としての仕事を通じて、図案帖「國華」に収められている、宮中のカーテンや椅子、ボンボニエール、銀杯、貞明皇后・香淳皇后の桂やドレスなどの図案や下図を展示し、その一部である皇室関連資料も合わせて紹介します。

ちなみに「ボンボニエール」は、皇室の方がお客様にお渡しするお土産で、小さな金平糖とかお菓子を入れてお渡しする小物とのことです。

項番の2、観覧料です。特別展のみ観覧する場合、大人400円、小中高校生200円、常設展と同時に購入する場合、大人600円、小中高校生200円です。

参考として、観覧料一覧の表と観覧料の積算表を付けてございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。

議案第64号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議はないようですので、議案第64号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

3 港区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

○教育長 次に審議事項第3、議案第65号「港区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま、議題となりました議案第65号「港区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」ご説明いたします。

本日付議案資料ナンバー3を御覧いただけますでしょうか。

審議内容です。港区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める必要があるため、規則を制定します。

項番の1、制定理由及び内容です。港区立台場図書館を設置するため、令和4年12月5日付けで「港区立図書館条例の一部を改正する条例」を公布しました。施行期日については、同条例付則において、「教育委員会規則で定める日」と規定しております。この度、工事が順調に進んでおりまして、予定通りの開設が見込まれることから、港区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を令和6年4月1日と定めます。

参考資料として、一番最後のページに、改正条例の公布文を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。

議案第65号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第65号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

4 港区立御成門小・中学校の小中一貫教育校への移行について

○教育長 次に審議事項第4、議案第66号「港区立御成門小・中学校の小中一貫教育校への移行について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、議案第66号「港区立御成門小・中学校の小中一貫教育校への移行について」です。

概要につきましては、本日付議案資料ナンバー4、まず2ページ目を御覧ください。教育の質の向上と子どもたちの健やかな成長を目的としまして、令和6年4月から、御成門小学校及び御成門中学校を小中一貫教育校へ移行します。

項番1、背景です。区は、幼児期教育から、小・中学校の義務教育期間に至るまでの円滑な接続

により、中1ギャップ等学校不適應を防止するとともに、教育課程の連続性の確保による学力の向上、豊かな人間性、社会性の育みを目的として、幼・小・中一貫教育を推進しております。

特に、学校間連携の推進による教育の質の向上を目的とし、「教育効果の観点から施設一体型・併設型の校舎で実施できること」及び「PTAや同窓会、地域等の賛意が得られること」の二つの要件を満たす学校を小中一貫教育校に移行することとし、平成22年4月から「お台場学園」、「白金の丘学園」、「赤坂学園」を順次開校してまいりました。

項番2、御成門アカデミー小中一貫教育校検討委員会における検討です。施設一体型小・中学校の移行が全て完了したことを受けまして、区は、残る学校で唯一、施設が併設し、かつ通学区域も一致する御成門小・中学校の小中一貫教育校への移行検討を開始し、本年4月、保護者や地域の代表者、学校長、教育委員会事務局職員で構成する検討委員会を設置いたしました。

その後、6月にかけて3回にわたり開催しました検討委員会において、移行目的や移行後の活動イメージ、懸念事項への対応等を共有しまして、移行についての大勢の賛意を得ることとなりました。

別紙を御覧ください。項番3で頂いた主な意見を記載してございます。中黒一つ目では、「地域の学校で得られた人間関係は財産であり、地域としても盛り上げたい」といったご意見や、下の方を御覧いただきますと、「緊急時の迅速・確実な体制を整えること」、「小・中共用となる施設の安全確認」、「教職員の業務負担がないように」といったご意見や、「一貫校の外に行けない、あるいは外から入れないという誤解を生じさせないように」といったご意見を頂いているところでございます。

資料2にお戻りください。項番3、小中一貫教育校への移行についてです。御成門小・中学校の連携・協力をこれまで以上に推進し、教育の質の向上を図るとともに、異年齢交流を促進し、子どもたちの人間性や社会性を育み、健やかな成長につなげることを目的に、両校を小中一貫教育校へ移行します。両校はこれまでの連携・協力の実績があるとともに、教育施設環境も整っていることから、令和6年4月から移行することとします。

項番4、名称です。既に小学校・中学校が同一の名称としている「御成門」を称することが分かりやすく、親しみやすいことから「港区立小中一貫教育校御成門学園」とします。

項番5、今後のスケジュールです。本委員会でご了承を得られましたら、今後、区民文教常任委員会への報告を経まして、在校生保護者への周知、その後、新入生向けの手続及び説明会を行ってまいります。

本年末を目途に、小中一貫教育校を規定する「港区立学校の管理運営に関する規則」の改正を本委員会にお諮りしまして、来年4月からの開校を予定しております。

雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等はございますでしょうか。

○田谷委員 ただいまの課長のご説明の中で、検討委員会で頂いた主なご意見というのが何件か出

ていて、書いていただきましたが、その中の黒ポツの三つ目の「新しいことを始める際は、誰もが不安を感じ、大変なことや問題も出てくる」というところで、そういうようなご意見というのは、特にございましたら、公表いただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○学務課長 小・中一貫教育校について、直に体験された方が、この検討委員会の中にはいらっしゃらなかったということもありまして、噂話のところもございますが、例えば、児童が減少してしまうのではないかとか、あるいは安全上の対策はきちんと取れるのかといった不安が何件か意見として出たところをございます。

そういったところについて、事務局でも丁寧にご説明をさせていただき、最終的には色々課題等もあると思うが、一方でそれを補って余りある効果もあるだろうということで「わくわくする」というような感想をもたれた方がいらっしゃったということをございます。

○田谷委員 ありがとうございます。私は過去の小中一貫校の事例をお台場学園のときからずっと脇で見ていた訳でございますけれども、やはり、今、課長もおっしゃったことにもございましたけれども、小学生と中学生が同じ校舎に通うと。登校や下校の時間が同じになると。小学校1年生から子どもで、中学3年生からもう大人だと。

そういうのが一緒に登校したり、状況によりましてけれども、校庭で遊んだりしても大丈夫なのかという問題ですとか、それから、今回、丸ポツの一番最後にも書いてありますけれども、小中一貫校であるが故に、必ずしも上の御成門なら御成門の中学校に行かなくてはいけないのかとかいうようなご質問が出てくると思いますし、各々入学式や卒業式はきちんに行われるのかと。小学校から中学校に行くときは卒業式はやらなかったり、入学式はないのではないかと、というようなご意見などというのも過去に出てまいりました。

まだそういうことは、一つずつ課長からご説明いただければご理解いただけることだと思いますし、最終的に前回の小学校から中学校の進学率を見ても、小中一貫校の場合は、それなりに上層の中学校に行く進学率が上がっているのではないかと考えております。そういうようなメリット、当初ございましたけれども、一貫性の問題とか中一ギャップを防げるとか、小学校の先生にいつでも会えるとか、中学生にとっては、そういうようなメリットを全面的に出していただきつつ、何かそういうご質問等があれば、今後も細かく回答していただいて、円満に小中一貫校になることを望みます。

よろしく願いいたします。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○寺原委員 今ちょうど、田谷委員からのお話の最後にもあったのですが、港区の場合には小学校から中学校への公立への移行が少なめだということとの関係からすると、お台場学園や白金の丘学園のこれまでの進学率は、一貫校ではない小学校と比べると高めの傾向があるという理解でよろしいでしょうか。

○学務課長 小中一貫教育校同様、アカデミーの取組も小中一貫教育で進めておりますが、全体的に同一アカデミー内では、小学校から中学校への進学率が微増ではありますけれども、増加傾向に

ある事実がございます。

○寺原委員 微増というのは、アカデミーの取組をしているところについては、経年で比較するとちょっとずつ増えているということだと思うのですが、ほかのアカデミーの取組をしていない地域との比較とすると、有為な差はあるのでしょうか。

○学務課長 例えば、先般の進路状況についての資料にもございましたけれども、一般の学区域内での進学率ですと、大体30%前後であるのに対して、例えば白金の丘、赤坂、お台場ですと50パーセント弱という傾向がございますので、かなり有為な差が認められると考えていいのではないかと思います。

○寺原委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第66号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第66号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

5 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、審議事項第5、議案第67号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いをいたします。

○教育人事企画課長 それでは議案第67号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、教育委員会議案資料ナンバー5、5-2、5-3を用いまして、ご説明させていただきます。それでは、一番後ろにございます資料ナンバー5-3を使って説明をさせていただきます。

本案は令和5年9月1日から施行実施する予定の育児又は介護を行う職員がテレワーク時において弾力的に休憩時間を取得できるようにするため、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」を一部改正するものです。

なお、この弾力的な休憩時間の施行実施は、区長部局でも同様に実施する予定です。つまり、港区の職員全体での実施に合わせて、区の職員である港区の幼稚園教職員についても、試行を実施をするということでございます。

まず初めに項番1「育児又は介護を行う職員のテレワーク時における弾力的な休憩時間の内容」についてです。この制度は育児又は介護を行う職員を対象にして、テレワークの際に1日3時間を上限に、園長の承認を得て、任意の時間帯に休憩時間を追加するものです。

休憩時間を追加できる事由としては、小学校6年生までの子、または要介護者に係る所要の対応で、具体的には幼稚園・保育園や施設の送迎、あと予防接種、定期健診、通院等を想定しています。

ページ下の「イメージ図」をご覧ください。一番上の「原則」が通常の休憩時間で、その下、「追加①」が本来の休憩時間を連続した形で1時間休憩時間を追加するケースになります。要するに、昼休憩にプラス1時間、連続して取るというパターンです。「追加②」は、午後に1回2時間の休憩を追加するケースです。一番下の「追加③」が午前1時間、午後2時間取得して、上限の3時間の休憩を追加するケースです。

午前、午後に分けて休憩を取得する場合があります。それぞれで1回ずつの取得になります。「追加③」だと午前中1時間取っているのを1回、午後2時間取っているのを1回というカウントになります。このように、育児又は介護を行う職員が、休憩時間を弾力的に追加できる制度を開始します。

続いて、項番2「改正の内容」です。現行の規則では、障害を有する職員を対象に、障害の特性に配慮が必要と認められる場合に、必要な休憩時間を与えることができるとしています。その対象に今回、「育児又は介護を行う職員」を追加します。

次に項番3「施行期日」についてです。施行期日は試行実施を開始する令和5年9月1日になります。

最後に項番4「その他」についてです。令和5年9月1日から令和6年3月31日までは試行実施期間として、対象者の範囲、休憩時間を追加できる事由、追加をする休憩時間数等の運用を改めて整理いたします。それを踏まえ令和6年4月1日から本格実施に移行することを予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 この原則の「休憩1時間」というのは、取る時間帯というのは決まっているのですよね、当然。その時間は基本的には動かさないということによろしいのでしょうか。

○教育人事企画課長 これはそれぞれの園で決まっている休憩時間になりますので、動かさないということになります。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○寺原委員 とてもいい取組だと思うのですが、小・中学校の先生方については、これはどのような状況になっているのでしょうか。

○教育人事企画課長 小・中学校の教員の勤務時間については、都の条例に規定されています。

ですから、そのため今回のテレワークの弾力的な休憩時間については、対象外ということになります。

○寺原委員 都の話であるとしても、区として検討はしていないのですか。

○教育人事企画課長 この幼稚園教育職員の試行期間の運用状況を踏まえまして、東京都教育委員会にもこういった良い制度、育児又は介護を行う職員の多様な働き方による仕事と家庭の両立という観点から、要望として積極的に伝え、同じように良い港区の実践を全都に広げていきたいと考え

ております。

○寺原委員 小・中学校の先生方については人間的にも余裕がある状態ではないとは思いますが、魅力的な働き方ということが、逆に人員の確保にもつながると思いますので、ぜひ積極的に要望していただけられたらと思います。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 今ご説明いただきました休憩時間の取り方なのですが、例として保育園、それから施設への送迎というのがありました。例えば、保育園児を持っている場合は、8時半頃から保育園にお送りに行く。そしてまた16時30分ぐらいに保育園にお迎えに行く。そういうような場合は認められるのですか、どうなのでしょう。

○教育人事企画課長 これは例えば追加③のパターンになります。保育園に午前中送りに行くので、1時間取得。午後迎えに行くので、2時間取得し、またそこで夕食の準備をして食べさせてあげると。それで、休憩時間の終わり間際にほかの家族の方が帰ってきて、子どもの面倒を見られる環境が整って、仕事に復帰できるということです。仕事再開後、休憩を取った分の3時間後ろに仕事をしていただくという形になります。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第67号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第67号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 報告事項

1 令和6年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について

○教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。

報告事項第1「令和6年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは報告資料1を御覧ください。「令和6年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について」の報告となります。

令和6年度予算編成につきましては、本年7月21日付で予算編成方針が区長決定され、これを受け、副区長から予算の見積りについて、依命通達がありました。

教育関係予算につきましても「アフターコロナに向けて、にぎわいとやさしさに満ちた港区へ力強く踏み出す予算」、並びに「港区教育ビジョン」に掲げる「すべての人の学びを支え つなぎ 生かす」教育の実現に向け、各計画に計上する事業を確実に実施できるよう、予算編成を行います。

区を取り巻く環境として、新型コロナウイルス感染症の法上の位置付けが5類に移行し、まさに

にぎわいが戻りつつも、生活に直結する価格の高騰のほか、区の出生数の減少傾向、生活保護世帯数が増加傾向に転じるなど、コロナ禍の影響は、区民生活や区内産業に依然として残っている状況です。

港区における財政の見通しと予算編成の方向性としては、区の人口は、全ての世代で増加傾向となり、令和13年には30万人を超える見通しを持っています。また歳入の根幹を成す区民税収入は、今後も堅調に推移する見込です。

こうしたことから、令和6年度予算は、特別区民税収入の増収を生かして、「力強く踏み出す予算」として、編成をいたします。

予算編成方針、「Ⅲ」になりますけれども、基本方針にありますとおり、積極的な予算化とともに、年度当初から事業開始できる準備。あらゆる分野で部門を越えた連携、並びに企業等の連携により進めてまいります。

特に「Ⅳ」の重点施策3「次代を担う『子ども』を地域全体で育む施策」のとおり、全ての子育て家庭にやさしく、子どもや若者が将来に希望を持って、子どもの豊かな学びや成長を支える姿勢で予算編成に取り組んでまいります。

資料として、予算編成方針「依命通達」をご用意いたしましたので、御覧いただきたいと思えます。報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

2 令和5年度採用港区奨学生（一次募集）の選考結果について

○教育長 それでは次に、報告事項第2「令和5年度採用港区奨学生（一次募集）の選考結果について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 「令和5年度採用港区奨学生（一次募集）の選考結果について」、報告資料2を御覧ください。

5月22日から6月22日まで募集いたしました港区給付奨学生及び貸付奨学生の選考結果をご報告いたします。

2番にある周知方法としまして、「広報みなと」5月21日号、港区ホームページ掲載のほか、教育委員会事務局、各地区総合支所及び区立図書館窓口等で募集案内の配布。区の施設や掲示板へのポスター掲示などを行いました。

3の応募状況です。給付型奨学生17名、貸付型奨学生2名となっております。

4にありますとおり、港区奨学資金選考等委員会において審議の結果、給付型奨学生13名、貸付型奨学生2名の採用を決定いたしました。

なお給付型の採用とならなかった4名のうち、2名は収入要件が港区対象外で、国の給付対象であったため、そのご案内をし、つなげております。もう2人は、収入超過により対象外となっております。

今年度の募集は、御覧のとおり、予約募集のほか、今回ご報告の一次募集。現在、募集期間としております二次募集の3回となります。

給付及び貸付金の額につきましては2ページの6番のとおりになります。世帯の所得、国公立や私立など学校の設置者、通学形態などにより、AからDまでの4区分で給付額を決定しています。貸付額は(2)にあるとおりです。

3ページにあります7番のとおり、今年度の実績人数を一覧にしております。現時点で給付型奨学生が34名、貸付型奨学生が7名となっております。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

3 港区青少年委員の委嘱について

○教育長 それでは、次に、報告事項の第3「港区青少年委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料ナンバー3を用いて、ご説明いたします。本件は教育委員会の権限に属する事務の内部委任として、港区教育委員会事務事案専決規定により決定する事項として、本日は報告とさせていただきます。

欠員となっておりますお台場地区の青少年委員に関しまして、青少年委員を委嘱することについてご報告するものでございます。

項番1「青少年委員候補者」でございまして、お台場地区お台場学園港陽小学校校区、川田亜紀氏でございまして、今回、初めての委嘱となります。

項番2「任期」でございまして、こちらは令和5年8月1日から前任の在任期間であります令和6年3月31日までとなります。

項番3「理由」でございまして、お台場地区の欠員1名につきまして、令和5年6月5日付で、港区青少年対策お台場地区委員会会長から候補者の推薦が上がってきたためでございまして。

項番4「その他」といたしまして、川田氏の略歴を記載しております。港区立小中一貫教育校お台場学園PTAとして活動されていらっしゃいます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

6 ラグビーワールドカップ2023気運醸成の取組について

○教育長 それでは、次に報告事項第6「ラグビーワールドカップ2023気運醸成の取組について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料ナンバー6を用いまして、ご説明いたし

ます。

本件は本年9月、10月にフランスでラグビーワールドカップ2023が開催されることに伴って、日本ラグビーフットボール協会と連携協力協定を締結している港区として、気運醸成の取組を実施し、区民の皆さんとともに大会を盛り上げていくことについて、ご報告するものでございます。

項番1、パブリックビューイングについてです。こちらは、日本代表が参加する予選リーグ、プールD4試合のうち、日本時間で20時試合開始の2試合のパブリックビューイングを開催いたします。

アといたしまして、9月10日の日本対チリ戦。イといたしまして、10月8日の日本対アルゼンチン戦。こちらの2試合のパブリックビューイングを実施いたします。どちらもスポーツセンターを会場といたします。

(2)の決勝リーグにつきましてです。決勝リーグは日本代表が勝ち進んだ際に、パブリックビューイングを開催予定としております。ただし、決勝リーグの開催予定時間が会場の開館時間外となるため、実施をする際に当たりましては、別途港区スポーツセンターの開館時間の変更につきまして、教育委員会にお諮りいたします。決勝リーグの日程につきましては、記載のとおりでございます。

次に、これ以外の気運醸成事業についてご説明いたします。項番2、ラグビー体験教室です。この後は、9月3日、9月10日にお台場学園と東町小学校で開催予定としております。

項番3、パネル等展示でございます。こちらは9月8日から15日まで、港区役所1階のロビーで開催予定としております。

次ページに参りまして、その他でございます。(1)から(3)につきましては、既に実施済みの気運醸成事業でございます。それぞれ多くの参加者の方においでいただいております。

最後に(4)の応援フラッグの部分でございます。まず①の「吸盤フラッグ」、こちらにつきましては店舗のウィンドウなどに展示していただくために作成したものでございまして、区内の商店街のご協力を得まして、区内の全域で応援していきたいと考えてございます。既にこちらにつきましては、12商店街からお申込みを頂いておりまして、300本、配布をしております。

②の「応援用手旗」でございます。こちらにつきましては、先程ご説明いたしました区主催のパブリックビューイングでの参加者に配布するほか、商店街等の飲食店で、独自にパブリックビューイングを実施する際などにも配布予定としております。

③が「カウンターフラッグ」でございます。こちらは小さいものでございますので、区有施設の窓口等への設置を予定しております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

10 令和6年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について

○教育長 それでは、次に、報告事項第10になります。「令和6年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは報告資料ナンバー10を用いまして、ご報告させていただきます。「令和6年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」でございます。

項番1「対象者」は区内に住所があり、令和6年4月に小学校・中学校へ入学する新1年生が対象となります。

項番2「希望できる学校の範囲」については例年と同様ですが、小学校については通学区域内または通学区域に隣接する学校。中学校については、通学区域内またはその他の区立中学校全校から選択をすることができます。

項番3「受入れ可能数」でございますが、各学校の教室などの施設の状況や、様々な状況を鑑みまして、学校との調整を踏まえ、1学級当たり35人として、一覧のとおり受入れ可能数を定めております。今後、通学区域内の入学予定者数の増加が見込まれる場合には、受入れ可能数を増やすこともございます。

続きまして、2ページ目。項番4「抽選の実施について」です。昨年度来と変更はございません。受入れ可能数を超えた学校については、通学区域外からの入学希望者に対し、補欠登録順位を決める抽選を行うことがあります。通学区域内の入学希望者は抽選によらず、入学できます。

項番5「抽選順位の優先について」です。こちらも昨年度来と同様ですが、まず兄・姉が在籍している児童は抽選結果の順位を優先いたします。また、東町小学校と南山小学校の国際学級への入級条件を満たす児童についても、兄・姉枠、優先の次に順位を優先いたします。加えて御田小学校は改築のため、令和6年4月から3年間、旧三光小学校へ仮移転します。そのため、御田小学校通学区域のお住まいの方で、自宅からの距離で選択希望校の方が近い場合には、国際学級の順位を優先させた次に抽選順位を優先いたします。

項番6「補欠登録及び再選択について」です。例年どおりではございますが、補欠登録については、抽選結果の順位がそのまま補欠登録繰上げ待ちの順位となります。私立中学校等への入学などによる辞退により、受入れに余裕が出た場合、順に繰り上げ当選となります。

また補欠登録期限内であれば、補欠登録も辞退し、抽選実施校以外の受入れ可能数に達していない学校から再選択することも可能です。

項番7「電子申請について」です。今回、令和6年4月新入学児童・生徒から、新たに希望票の回答方法について、申請者の利便性を鑑み、電子申請も併用できるようにいたしました。

最後に項番8「今後のスケジュール」です。学校選択希望票の発送は10月6日を予定しております。提出締切後、教育委員会の皆様に応募状況をご報告させていただいた後、公表し、その後、抽選の実施、就学通知の発送を行って参ります。

補欠登録期限は、記載のとおりとなっております。

雑駁ですが、ご報告は以上です。よろしくをお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

12 後援名義等の7月使用承認について

13 生涯学習スポーツ振興課の7月の事業実績について

14 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について

15 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について

16 図書館の7月分利用実績について

17 図書館・郷土歴史館の7月行事実績について

18 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について

19 みなと科学館の7月利用状況について

20 9月教育人事企画課事業予定について

○教育長 次に報告事項第12の「後援名義等の7月使用承認について」から第20「9月教育人事企画課事業予定について」の9件の定例報告については、配布資料のとおりでございます。

各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

「閉会」

○教育長 本日本日予定をしている案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、定例会を9月13日水曜日、午前10時00分から参集で、開催をいたします。よろしくお願いをいたします。

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博